

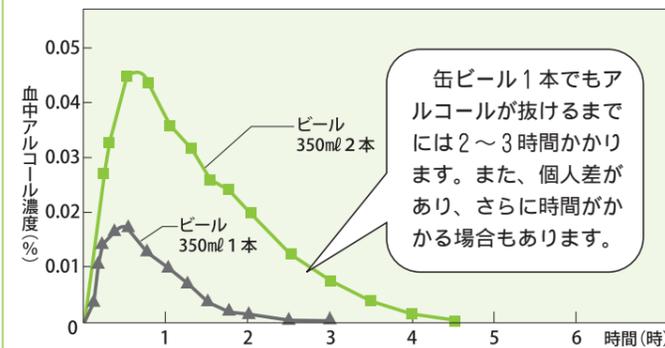
◎少しの飲酒でも判断能力は確実に低下します

少しの飲酒なら大丈夫と考えがちですが、ビール1缶(350ml)程度の飲酒でも、動体視力など心身機能は確実に低下し、危険の見落としや発見の遅れを招きます。

お酒を飲んでも、すぐ酔うわけではありません。アルコールが胃や小腸から吸収され、脳に到達するまでには数十分かかります(お酒と一緒に食べ物をとると、アルコールの吸収にさらに時間がかかります)。そのため、お酒を飲んだ直後は酔った兆候が出ませんが、しばらく後に必ず酔いが回ってきます。

また、飲酒を続けるうちにアルコールの作用に慣れが出て、時間が経つにつれて酔いの自覚症状が薄れていきます。酔ったときの感覚は当てにできないのです。

飲酒後血中アルコール濃度の変化



アルコールが抜けるには時間がかかります

アルコールが体内で代謝されるまでには、飲んだ量に比例して時間がかかります。眠ったからといって、アルコールが体内からなくなったわけではありません。そのため、翌朝運転する時間から逆算するなどしてお酒の量をコントロールする必要があります。

◎飲酒運転撲滅に向けた取り組みについて

町では、各地区での交通安全教室のほか、年末の飲食店訪問など飲酒運転撲滅に向けた取り組みを行っています。これからも広報等で情報を発信していきますので、周囲への声かけなど皆さんのご協力をお願いします。

交通安全教室で飲酒状態を疑似体験

各地区の老人クラブなどでの交通安全教室で、飲酒状態の疑似体験を行っています。酔ったときの視界を体験できる「飲酒状態体験ゴーグル」をかけ、横断歩道に見立てたシートの上をうまく渡れるか体験してもらおうというもの。



四日町公民館で行われた交通安全教室の1コマ。視界がゆがんで思い通りに歩けません。

運転免許自主返納支援事業がスタートしました

町では平成29年4月から運転免許証を自主返納される65歳以上の方を対象にタクシー利用券を交付する支援事業を開始しました。

【対象者】

平成29年4月1日以降に運転免許証を全て自主返納した満65歳以上の方

【支援内容】

支援事業タクシー利用券2万円分(500円券×40枚)を交付します。(ひとり1回限りです)

◆利用できるタクシー会社

◎しのめ観光タクシー ◎つばさタクシー ◎尾花沢タクシー

【申請に必要なもの】

①申請による運転免許の取消通知書(尾花沢警察署発行) ②印鑑

【申請までの流れ】

申請に必要なものを持参し、本人または家族の方が役場2階まちづくり推進課で手続きをしてください。申請と同時に利用券を交付します。



事業利用第1号となった笹原良一さん(新町)。「3月で89歳になり、自分で返納しようと決めました。病院や買い物の足をどうしようかと心配していたので、とても助かります」と話していました。

目指そう! 飲酒運転ゼロの町

しない・させない・許さない・見逃さない!

大石田町では、町民の皆さんのご協力により、昨年飲酒運転により検挙された方は1人もいませんでした。飲酒運転を防ぐためには「飲んだら乗らない」、「乗るなら飲まない」という一人一人の強い意志と、飲酒運転の怖さを認識することが重要です。

今後も町では飲酒運転撲滅に向けた啓発に力を入れていきますので、引き続き町民の皆さんのご協力をお願いします。

飲酒運転検挙人数



◎飲酒運転には厳しい罰則があります

酒酔い運転 → 5年以下の懲役 または 100万円以下の罰金

酒気帯び運転 → 3年以下の懲役 または 50万円以下の罰金

◎酒類の提供者、車両の提供者・同乗者にも罰則があります

飲酒運転をした場合、罰せられるのは本人だけではなく、車両の提供者や同乗者、さらにお酒を飲ませた人も罰せられます。飲酒運転撲滅にはお酒を飲むだけでなく、周囲の配慮も欠かせません。ハンドルキーパーを決める、ノンアルコール飲料を勧める、タクシーを呼ぶなど声を掛け合って飲酒運転をなくしましょう。

●車両の提供者

ドライバーが酒酔い運転した場合

5年以下の懲役または100万円以下の罰金

ドライバーが酒気帯び運転した場合

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

●酒類の提供者・車両の同乗者

ドライバーが酒酔い運転した場合

3年以下の懲役または50万円以下の罰金

ドライバーが酒気帯び運転した場合

2年以下の懲役または30万円以下の罰金

自転車の飲酒運転について

「お酒を飲むから、自転車で・・・」といって自転車で飲み会に出かける方はいませんか。

自転車も飲酒運転になります!

道路交通法第65条第1項

何人も酒気を帯びて車両等を運転してはならない。

この「車両等」が指すのは車やバイクだけではなく、自転車も「車両」です。車と同等の罰則が科せられますのでご注意ください。また、お酒の提供者も車同様に罰せられます。お酒を飲んだら車も自転車も乗らないようにしましょう。

